

# 流山市市民参加条例第12回検討委員会会議録

日 時：平成22年9月6日（月）

午後7時から

場 所：市役所 305会議室

## 出席委員

伊藤委員、梅谷委員、狼委員、越智委員、片岡委員、  
金田委員 管原委員、田口委員、内藤委員、野路委員

## 欠席委員

なし

## 市民参加条例検討委員会アドバイザー

関谷 昇 先生（千葉大学法経学部 准教授）

## 傍聴者

3人

## 事務局

倉田市民生活部長、兼子コミュニティ課長、須郷係長

## 議 題

- (1) 両部会の相互理解について
- (2) 全体にかかわる論点について

(委員長)

それでは、流山市市民参加条例第12回検討委員会を開催します。今日は、傍聴の申し出が2名ございますので、これを許可したいということで始めたいと思います。

本日の出席状況ですが、Cさんからは所要で30分ほど遅れるということと、Hさんは特に連絡がないので間もなく見えるのではないかと。現状は委員計10人中、現時点で欠席者2人ですので、流山市市民参加条例検討委員会要綱第6条の規定に基づき、半数以上の出席がございませぬので、会議は成立していることを報告します。

本日お手元に、議題として(1)「両部会の相互理解について」と(2)「全体に関わる論点について」ということになっておりますが、今日は前回の持ち越しでもあります、コミュニティ部会の内容についてこの場で報告をしまして、そして関谷先生からアドバイスをいただくということと。それから前回、行政部会のほうでも、全部ということではなくて残された説明も少しお話しいただくと。そしてそれとともに、今後10月、11月に控えます職員及び市民との意見交換についてどうするかということ、これは考えてきていただきたいということをお願いしておりますので、それについて議論をしたいというようなことで、本日の議題はとりあえずそういうことだということによろしいでしょうか。

それで、まずコミュニティ部会ということ考えておりましたけれども、部会長のCさんがちょっと所要で遅れますので、それはCさんが見えてから議題に入りたいと思います。今日は最初に、今後のこれから行われます職員及び市民との意見交換について、これをまず話し合いをしたいということで進めたいと思います。

まず職員との意見交換について、これを事務局のほうから、この意見交換はこういう形で考えているということで、説明をお願いします。

(兼子コミュニティ課長)

職員との意見交換ということですが、まず一応予定としては9月18日に中間報告を市長へいただいた中で、それを叩き台としながら職員との研修を絡め、一応今考えているのは、ワークショップ形式がいいのかなという意見交換会ですね、そのようなことを思っております。

正直言いますと、どのような日程とか、今、形式はワークショップと言いましたけれども、それがいいのかどうかというのもちょっとございます。その中で1つ意見をいただけるような形でのワークショップ、少し少人数でしながらワークショップ形式でいいのかなという状況で今考えております。対象は、基本条例のところにありました各部署、私ども各部の庶務担当課がございます。その庶務担当課をターゲットにしながら、職員との意見交換会をしてみてもどうかということ、今その案をお話ししているところであります。

その中であとはもう1つは、人数はどれくらい集めるかということもちょっと、これもどのくらいにするか、今日の時点では人数的なものをどのくらいにしたらいいいのか、そういうところがまだちょっと頭にありません。概ね大体30くらいがいいところかなという感覚はあります。あまり多くなくて、市民参加条例に盛り込むものの意見交換会ということで、どのくらいの人数が必要になるか、それもちょうと皆さんに逆に議論していただくのがいいかなという感じもします。私一個人では、人数的なところをどのようにしたいのかというのがちょっとつかめない状況で、申しわけございません。一応、以上でございます。

(委員長)

今、職員に対してはワークショップ形式でやりたいということと、各部の庶務担当を対象に進めていきたい、人数は30人ぐらいと。その人数ほかについては、むしろこの委員会の議論からいろんな提案をいただければというお話だったということですが。これについて委員の皆さん、職員との意見交換、今後この市民参加条例を作成していく中でそういう職員との意見交換会について、何か御意見ございますか。

(D委員)

ちょっとその前に質問をさせていただきたいのですが、今おっしゃった意見についてです。各課の庶務担当ということだったのですけれども、その庶務担当というのはどういう機能とどういうポジションなのか。例えば、ワークショップ形式とかそれはともかくも、一応これから市民参加条例ができるよという一種の意識啓発も込めたものですよ。そう

すると、かなり各課に影響力を及ぼす必要があるのかなという気がする  
ので、庶務担当というのはどういう機能で、そういう人のポジションで、  
それが自分たちの課に一定程度影響を及ぼすレベルのポジションなのか  
どうか聞きたい。

(委員長)

はい。まず、庶務担当とはどういう業務かということで、説明をお願い  
します。

(兼子コミュニティ課長)

今、「各課で」ではなくて各部ですね。各部に庶務担当課というのが  
置いてあります。その庶務担当課は、部の連絡体制をつかさどるところ  
になっております。ですので、この人数的な先ほどありましたけれども、  
人数配分どうこうも、すべて各庶務担当課が行える状況になっておりま  
す。連絡体制も当然ありますので、人数いかんによっては、庶務担当が  
ターゲットとすれば、人数が上下増えても減っても、こちらのほうに依  
頼すれば人数的な配分もOKという形になります。庶務担当に話をすれ  
ば、各部を均等に集めることもできる、という状況です。

(委員長)

それと、庶務担当に話をすれば、各部にこの市民参加条例についての  
理解がきちんと伝わるのだろうか、というふうに。

(兼子コミュニティ課長)

はい。これはもう、今言ったとおり各部の庶務担当課が、各部の連絡  
体制をつかさどる部署になっておりますので、各部には必ず行くよう  
には。それで、私がターゲットと、庶務担当課というのは、そういう意味  
もございます。

(D委員)

すみません。ポジション的には、例えば、前の自治基本条例だと一定  
程度、課長補佐とか、やはりポジションにおける責任者ぐらいの、実務

の責任者レベルの人ではないと、やはりこういう一応の縦組織もありますから、その辺でそういう責任を持って、それを各部の横の連絡はともかく、その部内においてのやはりきちんとした各部が、各部の庶務担当がいればそれぞれの部としてはいいと思いますが、実際の各部の中に、影響、波及効果というか、一応PRなり認識なり深めるぐらいのポジションであるかどうかをちょっと伺いたい。

(兼子コミュニティ課長)

そうですね、各部の庶務担当課は課長補佐クラスになっておりまして、各課に連絡体制の状況、告知することはできます。

(委員長)

つまり、情報として入り口まで行くけれども、それが中にちゃんと伝わるかどうか、そこら辺を。何と言いますか、そういう役職だけではなくて、できれば実際に各部でこれに向けてどんな議論をする、というようなことなどもちょっと具体化していただければというふうに思います。

(E委員)

今それをお願いしようと思っていたのです。連絡調整部署だから、それができるという意味のことはわかるのですけれども。黙っているとかなかなか人によってはやらないのではないかと、という懸念があるわけですよ。ですから今委員長が言われたように、何か必ずこうやったら部内でどういう形で、勉強会をやってもらうとか、約束ができないだろうかなという気もするのですけれども。ぜひやっていただきたいと思えますね。

(D委員)

ワークショップ形式というのは、いいような悪いような、全然会議のないところでいきなりワークショップというのも、ちょっと何か意思の共有とか情報の共有化が図れた上でワークショップというのはいいけれども、いきなりワークショップというのもちょっと難しいのかなという

ことと。あとはファシリテーターの力というのがすごく私は聞われると思うのですよね。やはりそこら辺を、ファシリテーターをどうするかという部分もかなりあるので、その辺はどういうふうに。ワークショップがだめと言っているのではなくて、その前の共有するところを含めてワークショップで、ではそのファシリテーターはどういう感じをイメージしているのかというのは、何かありましたらちょっと兼子さんに伺いたいのですが。

(兼子コミュニティ課長)

今、Dさんの質問まで、ごめんなさい、イメージ的にまだないのですが。ワークショップ形式というの概ね、意見を出していただくにはワークショップのほうがいいのかなどということで、今、Dさんの話の質問で、全体にこういう条例にしたいのですよということであれば、研修形式にしたほうがいいのかなどというものもございます。そこら辺をちょっとこれから、中間報告の部分をどのようにこちら側が受けとめるかで若干ちょっと違ってくるのかなということがございます。

(E委員)

これは集約版、素案の骨子案みたいなものが出て、それを資料にして、まあ半分勉強会もあったりして、我々の考えていることを理解していただくということですよ、そうなってくると、確かにワークショップがいいのか、そうかと言って研修式でもおかしいし、ちょっとここは考えどころかなと。

(D委員)

一応設定的には、1日1、2時間くらいかというぐらいの話ですよ。ワークショップだと、そのグループはすごくいいのだけれども、点みたいになってしまって、そこから先の継続性がないとやはり点で終わってしまうかなという気もするし。どこまでこちらの側が、委員会が、どのレベルの骨子案まで出せるかにもよるのですけれどもね。

(E委員)

ワークショップというのは普通、テーマが大きくて、幾つかのテーマごとにセミテーマみたいに分かれて、それで分科会みたいなのでワークショップだと。それをまた全体会で発表するみたいな。そういう形態で動いているよね。

(D 委員)

それと、人数が多ければ、それを同じテーマで分けて、それぞれ発表する。でもそれぞれ発表するといったとき、それぞれ発表してそれをまた動かしていくという、そこはちょっと短い時間では。これが2回とか3回とかあれば、途中でワークショップを入れてというのものもあるかなと思うのだけど。

(E 委員)

これは、大半はこのクラスの方に来ていただいて、結構意見が出そうな感じですか。われわれはどうか分からないのだけれども。

(兼子コミュニティ課長)

意見を出していただくとなると、もっと若手だと思います。難しいです。逆に若手だとまとめができなくなってしまう。やはり補佐クラスが、浸透させることになる。ただ、補佐クラスが意見を言うかどうかというのは、難しい問題が。

(E 委員)

そうしたら我々が考えていることにね、方向性とかそういう大きなこととかだったら、条例の一文章をね、「ここは、こういうあれでは無理ですよ」とか「これはここがいいからやってみましょう」とかね、そういうことを言ってくれないと議論にならないからね。

(D 委員)

やはりそれで、かなりこれは実際に制度とか組織とか仕組みをかなりつくっていくわけですから。その辺で、この仕組みなんてとんでもないという話もあるかもしれないし、そういうところの本音とか、何か。そ

うすると、補佐クラスの人で、ワークショップのほうが言いやすいですかね。

(J 委員)

そこから始めたら、ものすごく時間がかかるのではないですか、正直な話。だって今、職員の皆さんとか、市民の意見を聞こうというふうに、そもそも我々のメンバーだけで1つの釜の中で考え過ぎてしまって、自分たちだけで煮詰まってしまっても、本当に皆さんに食べていただけるかという。そういうのを1つでは払拭していただくというような気持ちだが、1つ発想にあったと思うのですよ。それであれば、どれだけ払拭していただけるかというのは別としても、やはりまず1回、まあ研修という形式はおかしいと思うのですけれどもね、今ここまで考えている中間報告書という一定のステップを踏んだ上ですから。それに対してどういう理解度をいただけるか、反応があるのか、ナンセンスなのか、そういうものを。

一番怖いのは、我々だけでもってエキセントリックだというふうに言われてしまうのが一番怖いわけだから、それを言われることがあるかもしれないのです。だからそういうことをやはり職員の皆さんに出していただくということは、1つ、我々はウェルカムだと思っていますよね。そういうレベルでやったらいかがかと思うのですけれどもね。

(E 委員)

それで、市民参加というのは結局行き着くところ、市の職員さんと我々市民という両者が一緒になって何かやりましょうと、こういうことですよね。ということだから、お互いにやはり良好な、敵対関係では進まないと思うのですよね。やはり良好な関係を築くのが一番大事だと思うのですけれども。そうかと言ってへりくだる必要はないし、まさに対等な関係でお互いに言いたいことを言うと。職員の方は遠慮がちなのか、あまり言わないのではないかという気がするのだけれどもなあ。

(J 委員)

そこはですから今の、課長補佐の方にメンバーも含めて選択していた



だいて、参加していただければよろしいのではないですか。

(D 委員)

例えばどういうのが言いやすいとか、本音を出せる、それが兼子さんが考えたのがワークショップだったのかもしれないのだけれども。

(兼子コミュニティ課長)

例えば今一番、これから中間報告をいただく中で、どういう形で今意見を皆さんからいただけるかというところだと思うのですけれども。そこで、これから条文をつくっていく中で、考えている課長補佐クラスは言ってくると思うのですよ。盛り込みたいという形になると、若手なのですよ。その辺のギャップですね。

(J 委員)

なるほど、わかりやすい説明が。要するに能吏の人が出るのか、それか、これからの人たち。できればそれはセットでお願いしたい。

(兼子コミュニティ課長)

まだ大まかな感覚ですから、それぞれ個人差はありますから全部がそうだというわけではないです。

(D 委員)

でもそこがスタートですよ、お互いが意見を言い合おうというのが、意見交換がスタートですから。

(E 委員)

これは、いずれにしても1回ではないのだよね。

(D 委員)

職員さんと1回で、市民の人たちがいっぱいあるではないですか、それをどういうふうにするかだから。一応1回というふうに想定していらっしゃるみたいよ、30人ぐらいだからということもあって、2時間。

(E 委員)

もし2回できるのなら、1回とりあえず何でもやってみて、意見が出ないのであれば別の方法を考えるとか。

(D 委員)

市民参加条例をつくろうとしている市なのだから、市民との付き合い方もそこで学んでもらうというか、お互いにね。こちらも学ぶし、お互いにそういうところを学んでもらうから、形式にとらわれなくても大いに発言してもらおうというのが基本で。

(委員長)

実は事務局に話をするときに、意見交換会とは何かみたいなことはなしに、どういうふうに進めるか考えてほしい、話をしてほしいという、お話をしたのですけれども。その意見交換会の場というのは、チラシをつくってそれを説明する場なのか。

(E 委員)

ある程度説明しないと、ここまで来ているわけだから、何か叩き台のような素案的なものを出して、「こういうふうに我々は考えて、ここまでは持ってきたのだけれども、これについて方向性とか皆さんどう思いますか」と。一緒にこれから市民参加で一緒になって協働したりとか、進めていく間柄になるでしょうと。そういう立場でご覧になったときに、この素案はどうでしょうか、という議論をしたいわけですね、我々は。

(委員長)

あるいは足らざる点はないか、気付いた点はないか、そういったことを言っていただく場でもあると。

(D 委員)

それがメインでしょう。だって我々は提案するので、提案の案に対して、それを実際に執行する側として本音を聞いて。それでもだめと言っ

たものも、こちらもそうだというのもあるから、とにかくそれをどう受けとめるかということ、まず聞くのではないですか。

(E 委員)

例えばね、我々が提案した具体的な A ということがあるとしますよね。それは、今までの長い市役所での経験として、市民とのお付き合いの関係とか、議論を進めていく上で。「それは、ちょっとこういう問題が起こりますよ」とか、「こういうことではちょっと無理ではないかと思う」とか。そういう議論を聞きたいのよね。

いずれにしても、我々がここで集約された、間もなく集約されるのでしようけれども、そういうものを叩き台にして、それについての意見を職員さんの立場でお願いしたいということです。

(委員長)

職員との意見交換会の場として、今の片岡さんのお話で何か別の意見なりございますか。

(J 委員)

これをやっているとまたきりがなくなってしまうので、今の話を参考にさせていただいて、もう少し事務局のほうで、市の職員の方はどういう……

(委員長)

ですからそのために今、合意をですね……

(J 委員)

それをもう 1 回ちょっとステップアップしたものをつくっていただいて、次の回のときにやってくださいと。ここでまた時間をかけていくと、これだけで相当時間を食いますよ。

(委員長)

ですからここはここで、この委員の合意ができれば、それをもとに参

加者とか進め方というのを事務局で案をつくっていただく、という形で職員については、ここで終わりにしようと思っているのですけれどもね。

(G 委員)

ある程度の資料を提出して、出して、それに対して意見を言っていたくわけですね。だからそのときに見ていただいて、意見が伺えるかなど。どの程度を出すのか決めるのはこの中ですね。それを後で出せばいいことだから、とにかくするということ。

(D 委員)

提案文を出すのですよ、それでいいのではないですか、大卒は。それは皆さん……

(E 委員)

趣旨は、職員さんも市民さんも同じ立場なので、こういう素案についてどんどん意見を言っていて、織り込めるものは織り込みましょうと。そういうスタンスですね、我々は。そのために皆さん方の意見をぜひ聞きたいと。それが果たせるような人選、形式が、それは、職場の中におられる兼子さんが一番わかるのではないかと思うので、ちょっと検討してもらうように、そういう意味ですからね。

(委員長)

皆さんそういうところでよろしいですね。

(C 委員)

それと、市民との意見交換会がありますよね。そのときにも資料を出すわけでしょう。同じ資料でいいのではないですか。

(D 委員)

市長にとにかくこの時点で中間報告をするのだから、一定程度出すのですから、その辺の提案ということ。

(C 委員)

それを資料として、率直に意見を言っていただければいいのではないですか。

(D 委員)

そんな簡単に考えてもう次にいきましょうよ、これで。市民との意見交換会も詰めるのですか、もうとりあえず7時半になったから、次のコミュニティのほうに入っていったほうがいいと思うし。

(委員長)

では事務局はそういうことで、職員との意見交換会については、今の議論を踏まえて、目的はそういうことだということを進めてください。それと、いずれにしても今日、市民との意見交換についても、今職員との意見交換でかなり方向性は見えてきているとは思いますが。今度は市民との意見交換会になると、さらにこれに加えて議論というのですか、確認しておく必要が。これについてちょっと考えておきたいということがあれば。

(D 委員)

何時までそれをやるのですか。かなり市民の場合は、いろんな形式もあるし対象もすごいですから、結構これは時間がかかるので。例えば何時までそれにするとか、それとも先にコミュニティ部会を何時までやって、その後で市民との意見交換会について煮詰めましょうとしない。

(委員長)

Cさんが見えましたから、それに入ってもあれなのですけれども。最初にこの意見交換会のことととにかく、それが30分とったのがもう時間が来ていますけれども。いずれにしてもこの議論はきちんとやっておかないと、資料をつくる上でも必要になってくるわけですから。

(C 委員)

大体どれぐらいの予定で見ているのですか。11月にやるのだったらもう1回議論してもいいし、10月の中旬にやるのだったら、ある程度決めておかないと。

(D 委員)

でも中身がまだきちんとお互いに共有していない時点でそればかりで。例えばどういう形式にするかは大体ポンポンと市民との意見交換会をどういうふうに、例えば自治会を対象にするのかとか、フォーラムにするとか、それだけで大きな形式だけ決めておけば、あとは細かいものはもうちょっとたってから詰めてもいいのではないですか。そういう形式によって、随分準備の仕方が全然違うわけですから。一本フォーラムみたいにやるのか、シンポジウムみたいなものをやるのか、それとももう本当にスポット的に小さな意見交換会をやるのか、そこら辺が大きく分かれるところだと思うのですね。

(委員長)

Dさんとしてはその提案は、一応宿題ということで考えてほしいというお願いをしたと思うのですけれども。それについての提案というのは……

(D 委員)

だからそのことを2つに、委員長が整理するのは、その大きく2つくらいに多分分かれて、その小さなものをやるのか、それともフォーラムかシンポジウムをやるのか、大きく一本化、まあそれぐらいでやるのかというふうな形で皆さんに提案して、それで話し合ったほうが話いくのではないですか。

(E 委員)

僕は、期間で、10月中旬から始められるとしても1カ月半ぐらいですかね、その間に市民の意見をもらわなくてはいけないでしょう。そうすると、説明する体制のほうからも言っても、どういう形式にしようがそう頻繁に回数はできないと。ということになると、自治会単位とかそ

こまではどうだろうなあと。やはり市内の5地区とか、せいぜいそのくらいの5回くらいが限度かなという気がするのですが、私は。そうするとおのずから、さっきDさんが言ったみたいな形式が大体決まってくるのかなと思うのですね。私はそんな感じをイメージしているのですけれどもね。皆さんはどういう意見ですか。もっと細かくやったほうがいいよという意見があるかもしれませんが。

(D 委員)

細かくやるかどうかは別として、そういうふうにスポット的にやるのか、それとも一本でポーンと講演会かフォーラムかそういうふうにするのか、その2つに分かれて。ではスポット的にやるのならどの程度にしましょうというふうに、どんどんどんどんと……

(E 委員)

僕はあえて5回くらい、5地区くらいに分けたほうが。

(D 委員)

市民には浸透しやすいですね。

(E 委員)

1個所でドーンとやるとね。

(C 委員)

公民館が5地区ありますよね。大体それくらいが1つの目安かなという感じがしますがね。自治会まで下ろしてしまうと、ちょっと難しい。

(J 委員)

だけど市民参加条例ということについての浸透度というのですか、アナウンス度というのはどうなのですかね。ちょっと気になっているのは、5回にするのはいいのですけれども、全体をまず、流山市が市民参加条例をつくりますということについて、ある程度自治基本条例のところで

フォーラムをやっていますよね。それで次に市民参加条例というのが、あと住民投票条例と、あれはたしか市長かだれかがポーンと言われてましたからね、そのことを私も記憶しているのですけれども。それを受けて例えばフォーラムでやるのか。

5つやるといったときにちょっと私が心配しているのは、日程的な問題と、対象者の問題ですよね。結果的にそれでどれだけ動員できるかという見通しをかけておかないと、5カ所やったらいいのですけれども、みんなパラパラでは本当に。そういうような5地区に分けて、日程だけがいたずらにかさむというやり方がいいのか。もっと本当に、ある程度きちんとアナウンスした形でもって全体でもってやっていただいて、そこに関谷先生に、市民参加条例についての若干その全体の講演みたいなものを入れていただいて、それで今その段階で考えていただいて、それに対してフォーラムでの意見交換というのでしょうかね、意見を皆さんに出していただくと。そういうものを踏んでおくというやり方。というふうにしたほうが、時間的なものを考えていくと非常に、今後の残された期間を考えると、その後の論議というのが円滑にいくのではないかと。

本当にていねいに細かくやりましょうという気持ち、前提、それは大事なことなのだけれども。それを意識して行って、では全部聞きましたということをやった上で、本当に我々が求めている意見というものが、皆さんのところからどれだけ期待できるのかというのは。そこはもう1つの判断の問題なのですけれどもね。そのリスクは、また、日程、場所の問題等を含めていけば、日程が重なっていくことでもって、どんどん我々が今せっかく延長したその日程も費やしていくという、そのリスクを抱えているということがありますからね。

#### (E 委員)

私の考えは、期間延長した最大のニーズは、市民参加条例がゆえに、この10人だけでやるのはあまりにもちょっといかがなものかと。もっと幅広く市民の声を聞こうじゃないか、聞くべきだ、ということで延長したわけですよね。その部分に関しては、僕はそのとおりだと思うので、そうなってくるとやはりできる限り多くの市民の意見を取り入れるとい



う、基本方針が一番大事だから。ただそのときに、そうかと言って、闇雲にね、自治会だなんて言ったら160カ所もあるわけですから、これはもう無理な話なので。それと時間との制約要件の中で、どの辺で線を引くか、決めるかということになると思うのですね。

そうすると、1回だけのフォーラムというと、中には「形だけでやっただけではないか」という意見が出そうな気がするのですね。少なくとも公民館、我々に時間の制約がある、もっと細かく分けたかったのだけれども、この範囲に広げましたよと。できるだけ皆さんが参加しやすいような条件をつくりましたよと。そういうことが言えるためにも、私は5カ所ぐらいでやったほうがいいのではないかなと。

(G 委員)

先ほどおっしゃった、大きくフォーラム形式をやっておいて、そこでアンケート形式に意見をいただきますよね。そうした後、公民館単位で少し小さな意見交換会というのをやる。大きくまず市民参加条例というものをポンとうたってしまっ、その後で分かるというのは無理ですか。

先ほど、先生に少し講演みたいなものをやっていただいて、それを聞いていただいたときに意見をいただけるような形でアンケートを……

(E 委員)

いや、先生の基調講演はもちろん聞いていただけて、意見をいただけるのだから。そうではなくて、我々が望んでいるのは、我々が考えた素案を皆さん方に御説明して、それに対して意見をいただくと。それが第一章なのだと私は思うのですね。

(G 委員)

私は、市民参加というものがわからない人たちが参加してきても、やはりある程度の大枠のものを聞いた後でやったほうが、これがわかりやすいのではないかなという、私の印象なのですけれども。

(E 委員)

私の主張としては、どんな形式であっても、フォーラム形式であろう

がシンポジウム形式であろうが、やはり、なぜ今、市民参加なのかね。

「誰が決めているの、本人も市民参加なのですから、私は困っていませんよ」という象徴的な話があったけれども、そういう人も大勢いると思うのですよね。だからなぜ今市民参加なのか、というような説明は当然しなくてははいけませんよ。どんな形式であろうが。それは、一番いいのは先生に基調講演をやっていただくのが一番いいのですけれどもね。それは5箇所すべてというわけにはいかないでしょう。

(G 委員)

だから大きくフォーラム形式なら……

(E 委員)

だけれども小さくやったときにもね、大きなフォーラムに来た人が必ず来るとは限らないわけですよ。そうなってくると、やはり先生が言われた基調講演の趣旨ぐらいは説明して、今なぜ市民参加なのかということ会場を必ず説明しなくてははいけない。

(G 委員)

もちろんそうです。大きくそういうものをうたわないで、突然そういうふうに来るとというのは順番違いかなと、私は思ったのです。

(E 委員)

小さくても、突然ではないですよ。小さくても大きくてもやるのですよ。

(D 委員)

多分それは、Gさんがおっしゃったのが、一番正当なきちんとしたやり方だと思います。例えば、フォーラムのときに基調講演か何かして、あとはブースをいっぱいつくって、それで例えばここは行政の市民参加、コミュニティの市民参加、コミュニティについてとかと、ブースを結構つくると。自治基本条例のときにそういうブースをいっぱいつくると、フロアで聞くのではなくて、もうそこで自分たちが「ああ、こうだ、こ

うだ」と意外と同じフロアでね、それでポストイットみたいにして貼りつけてもらって御意見をいただけるという、割ときめ細かな御意見はそこでブースをつくることによっていただけるというのはありますよね。だからフォーラムというかそういうやり方もして、なおかつ今度は日程的に無理だったら3カ所ぐらいにするというのが、そのほうが本来的には私はやはり。何となく来ない人も、フォーラムをやっているよということニュースで耳にするということは、つまり市民参加ができるだけ条例をつくっていく上で、多分今はほとんど市民参加条例をつくっているなんて、だれもほとんど知らないと思うのですよ。応募した人しか知らない状態だから。それを、この間は広報使ってくださいということと言ったら、だめだと言っていらっしゃったけれども。それをできるだけ広報みたいところで「市民参加条例についてのフォーラムを開く」とドーンとインターネットか何かでかなりやってもらおうと、1回ぐらいそういうことをやると。

参加人数みたいなものはかなり動員をかけないと。それはもう本当に一生懸命に、各自治会のような団体に声をかけて参加してもらったら、へそみたいな、核みたいなものがちょっとできるかな。その後で5回が無理なら3回にするとか、そういうほうが流れ方としては、浸透の仕方としてはいいです。そういう意味ではいいかなという気がするのですけれどもね。Eさん、時間的な問題で無理だということですか。

(E 委員)

いや、僕はそうではない。要するに大きいのをやっても、その後で小さいのをやっても、来る人が違うから周知しても違うから。同じ人が来れば、1回よりは2回のほうが周知できますよ。

(D 委員)

それはそれでいいのだけれども、また違う層が来るというのも大事なことから。

(E 委員)

違う人が来るのだから、2回やることはないのではないの。

( I 委員 )

1 回目に来た人が来てくれればいいけど、「全然興味ないな」とか「まだ固まっていないから、いいや」と思ってしまったら 2 回目も来ないし、逆にそこで意見が今度は出なくなってしまうというのも困るから。そんなに今の段階で 2 回に分ける必要はないけれども、ただ僕の意見としては 2 日に分ける必要はないけれども、1 回で大きいところで話をして、ブースを設けてやれるのであれば、それはそのまま来ていただいて、ちゃんといろいろ御意見をいただけるのかなとは思うのですね。

( D 委員 )

それはそれでいいのだけれども、ただ各地域ということは、やはり来たくても来られない人が、まあそういう人がたくさんいればいいのだけれども、それはちょっと建前論だけ。でも身近なところでやっているということの意味というのもすごくあると思うのですよ。「北部公民館でやっていたら見ていけるだろう、ちょっとのぞいてみようか」という。それは、人数が少なくてもいいのかなと私は思うのですよ。反対にこれぐらいの人数でやると、結構本音のトークが出てくるのですよ。だから性質も違うし、フォーラムと、公民館でやるというのではちょっと性格も違うかなと考えてみれば、日程が許せば私はそれぐらいのほうがいいかなと。日程的な問題です。

( C 委員 )

これって、市民参加の方法をここでもう問われているのかな、という気がするのですよ。そうすると、広く浅く意見を吸い上げるやり方と、それから恐らく意見交換会はかなり密にやるでしょう。恐らく、E さんはかなり密な意見の交換をしたいという思いがあるのかなと。

( E 委員 )

そうでもないですよ。

( C 委員 )

意見交換会というのはかなり密にやれるではないですか。だからもう一方で、例えばアンケートとか何かをとって、広く浅くとるとか。もし時間的に許せばね、いろんな組み合わせをやるのが、この市民参加の方法のテストケースかなと。

(D 委員)

そのためには、まずパブリックコメントを必ず組み合わせると言っているのですから。検討委員会としてはパブコメを出していただくという。まちづくり条例委員会が今すごくこちらの委員会を、やっていることをすごく連携したいとか参加については考えたいという意向をすごくおっしゃっていて。その中で彼らは、自分のまちづくり委員会に出した検討案をパブコメに出すみたいです、行政に行く前に。まちづくりサロンというのも設けて、そこでいろんな話を聞くという形で。かなり事前の、行政に出す素案の前の段階での市民参加というものもかなり考えられていますね、このまちづくり条例委員会というのは。専門のファシリテーターがついていて、あれしているのです。

そういうことから考えれば、我々検討委員会はそれこそフォーラムにして、地区別みたいなものにして、あとは委員会ネットとかで出したり広報で出していきますよねというやり方は、全然この庁内においては不思議ではないのかなと思うのですけれども。

私たちが一番時間を気にするのは、まちに出ていくことですよね、それがどのくらいするかで。あとは方法論として、インターネット、パブコメとか、そういうものはもう方法論としてそれを取り入れましょうという話がつけば、それは問題ないと思うのです。

(E 委員)

同じ人は来ないから、2回に分けてやる必要はないでしょう。

(D 委員)

裾野が広がるのではないですか。

(I 委員)

フォーラムと、公民館とかでやると、やはり来る層が違うのですね。

(D 委員)

近いから来やすい。やはり場所によっては南北になるから、フォーラムのときに。日程的にも都合が悪い人がいるわけではないですか、関心があっても。だからやはり参加の場が多様にあることは、基本だと思うのですよね。効果をものすごく100パーセント得ようと思ったら無理なのだけれども、我々は効果を得るように多様な方法を提供するというのが基本だと思うのですけれども。

(委員長)

この条例づくりにおける市民参加について、今まで、来年2月末に提言書を提出する、そしてその後も素案が作成されて、議会報告とかパブコメがあったり、それから市民の周知とか予定されているのですが。その流れの中で市民参加というのは、実は系統的に話し合われていないですね。市民参加が必要だという合意はできても、ではどのタイミングでどういうことをやる、というそこら辺のことを一度整理しないと。今我々がやろうとしているのはあくまでも、来年の2月末を予定している提言書の提出について、市民あるいは職員との意見交換ということなのですが。その後も市民参加のチャンスというのは、これは我々としてこうしてほしいという提言とともに、そういう要望も出していく。

(D 委員)

それはそうだと思うのですけれども、今はまだこの議論はどうするのですか。市民意見交換会の場をどういうふうにするかというのは。

(委員長)

だからそこら辺をどうするかというのは、Dさんはもうちょっと人の話を最後まで聞いていただきたい。

(D 委員)

お聞きしましたけれども、先のお話を今ここで進められても、時間的に

も問題もあるし。

(委員長)

そこをまとめようとして話をしているわけですから。ということで45分を過ぎましたので、職員との問題については先ほどお話が、大体のあれは見えたとおもうのですけれども。市民との問題は、もっといろいろ検討すべき内容があるので、一度これはそこの叩き台をつくって話をしないと、先ほど話がありましたようにここで話してもやはり時間がかかるという状況になると思いますから。そういう流れの中でこの市民参加、その中において今回の市民との意見交換ということで、それはフォーラムをどうするとか、シンポジウムなのかあるいは地区割りしてやるのか、自治会レベルのものをどうするのか。そこら辺のものは少し叩き台をつくって改めて御相談したいと思います。

(J委員)

それは宿題なのですか。叩き台をつくっていただけるとのことね。わかりました。

(C委員)

まとめの骨子を、Eさんは1カ月くらいでつくれますか。ある程度議論が固まったら。

(E委員)

どの程度まで、例えば協働で言えば、協働提案制度ということポッと表すだけならば、という程度なのでしょう。あと、口で説明するとか、あるいはそれもポイントを幾つかだけ説明することにして、細かいことは後にするとか。それによって作り方が。

(C委員)

次回ぐらいにある程度そのスケジュールも含めて決めておかないと、スケジュールがタイトにならないですか。

( J 委員 )

委員長、今の職員の皆さんとの意見交換会と、それから市民とのという。市民の問題は今、叩き台は次回という形で、そこはわかりました。1つだけちょっとここで皆さんと、どちらの気持ちをお持ちなのか踏っておきたいことは、お願いしたいことは、優先、要するにプライオリティの問題ですけれども。

私は職員の皆さんとまずやりたいという気持ちが強いのですね。皆さん方がどうお感じになったのかわからないけれども。それがあつた上で市民の皆さんとの意見交換のときに、同じものを出すにしても、用意していく考え方というものの整理が若干マイナーチェンジできるものがあるのか、プラスアルファが出てくるのか。そんなようなことを意識すると、職員の皆さんと、行政側と先に意見交換を済ませたいと。そこだけちょっと、順番の問題なのですけれどもね。ということで私は自分の意見としてここに出しますけれども、それについては皆さんいかがですか。

( 委員長 )

今の御意見について、御意見ありますか。

( D 委員 )

ちょっと質問したいのだけれども、同じものを出すといっても、先に職員のほうに出して「これはとても大変だ」とか「難しい」とか、かなりいろんなものが出てくることを想定して、それを踏まえた上で今度は市民の人に出していくということですか。つまり出す骨子も、それを踏まえて……

( J 委員 )

いやいや、同じものなのですけれども、実際に職員の皆さん方、行政側の人たちと話をした上でいけば、今度は市民の皆さん方が全く違った目線で、市民目線の意見が来ると思うのですよ。それはそれで、実際にこちら側で先に聞いているものと相容れられるものなのか、だめなものなのか、こちら側でノーと言われたことであってもものすごく強いもの



なのか。いろんなものが、そこでもって我々としては感じるものが出てくるのではないかと。その順番を、先に市民のほうの目線のことを聞いてしまうと、ある意味でものすごくドライブがかかってしまって、わかりやすく申し上げればね、非常に背負い込むものが大きくなって、行政とまた部分でもって、そういうものが出てくるという。まあどちらが得かというところ。

私は進め方の問題として申し上げているのですよ。あまり深い意図はないのですけれどもね。

(委員長)

特に御意見がなければ、今、Jさんから提案のあった、行政をまずということで合意ということによろしいですか。

(E 委員)

あるいは時間的に同時並行なのかもわからないね。

(D 委員)

多分、ウィークデーではないと職員の方は無理ではないですか。どうしても市民の人だけ土日みたいなことになり得ることは多いと思うよね、夜もあるかもしれないけれども。

(E 委員)

場合によっては、市民のやつを1回やってね、職員のやつが入って、あともう1回市民とやるという、何かそんなこともあり得るかもしれないですね。早い時期に、職員をやるという方向でいいのではないですか。

(委員長)

それともう1つ、その説明会、この意見交換会を、この委員会で手当をしてやるということか、いやそうではなくてこの説明は誰がやるか、ということについての議論が実はされていないのですが。これについては。

(D 委員)

それは、どういう形式かによって随分変わってくるのだと思うので。具体的なやり方を考えてから、役割分担とかどこにするかと決めたほうが、私はいいのではないかと思うのですが。

(委員長)

役割分担というのは、この委員会の中でですか。

(D 委員)

委員会の中だと思いますが、誰がやるのですか。委員会主催ですよ、当然。もしかしたら関谷先生に基調講演をお願いするかもしれないけれども、あとは委員会ですよ。それをね、いきなり委員長にお願いしますとか、皆で分けましょうというのは、持ち方によっていろいろ違うので、それは何をするかによって考えたほうが、私はいいと思うのですが。

(委員長)

それは私が改めて皆さんに確認することであって、「いや、我々ではないよ」みたいな意見が出れば、それを。それはないということによろしいですね。

ではこの議論はここまでにしまして。Cさん、今日はコミュニティ部会からの報告で、それに関谷先生のお話をということでしておりますので。コミュニティ部会からの、お願いします。

(C 委員)

これは、全部説明するのですか。11ページから。では11ページですけれども、7月に出したのからかなり変えています。1つは、先生から大分御指摘をいただきまして、道徳性を読み取られるような表現は回避すべきという話がありましたので。例えば、「実践から学び、自らを高めていく努力を継続するよう努める」とかそういう表現があったので、そういう類の表現は全部削除しました。

それから一番大きいのは、前は「コミュニティ活動への市民参加」というふうにしたのですけれども、先生からは、私的な活動とかそういうものも含めてということもありましたし、部会を8月19、23日にやったのかな、そのときに、活動となるとちょっと構えてしまうということがあるので、いろいろコミュニティに関わるという面を含めると、「コミュニティ活動への市民参加」ではなくて、「コミュニティへの市民参加」というふうに変えたほうがいいのではないかとということがありましたので、11ページの5.も「コミュニティへの市民参加」というふうに変えています。

(1)「参加の趣旨、基本原則」①「地域の市民等は、所属する地域のまちづくりの主体であることを自覚し、その地域独自のまちづくりに自らが責任持って発言し実践して積極的に参加するよう務める」と。これはごく当たり前の話ですけれども。

その次ですね、結局まちづくりというのは行政とか議会だけがやるのではなくて、市民とかコミュニティとか、そういうものがやるということでやりますよということで。これは要するに、公共空間とか公益のものとするのかわかりませんが、そういう地域の市民等が自立的に解決するのが、1つの大きな柱として今後重視していくものという観点で、②「地域のまちづくりのすべてが行政・議会問題ではなく、地域の市民等が自ら自立的に解決することも大いにある。地域の市民等は、私的な活動も含め」、これは先生が盛んにおっしゃっている言葉をそのまま使わせてもらっていますけれども、「いろいろな活動を自由に立ち上げ、それらが連携し大きな動きや公共的な動きにつなげることができる。」

③「地域の市民等は、できるだけ多くの地域の市民等がコミュニティに対して関心を持ち、身近なものと感じられる環境づくりが大事なことを認識し、機会が」、要するに多様な参加を実現するためには、いろいろとよく言われています、人・モノ・金・情報、ここではちょっと「システム」を入れていますが、そういう面でいろんな「市民参加を促進する環境づくりに努力する」と。

④「この参加が既存の行政にお任せの体質から、市民等から行政・市民等への提案型を実現していくことにより、より生活に身近な問題への

解決の糸口を得られる」。ここにですね、5ページの「行政への市民参加」の前のところ、これは市民等の役割を書いているのですけれども、②「地域の市民等は、コミュニティへの参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない」、ここら辺は、逆にこちらに持ってきたほうがいいのかなど思っているのですけれども。そういう、参加するのも自由、参加しないのも自由というところから、そういう差別的な扱いを受けないというのをここにに入れてありますけれども、これはこちらのほうに持ってきたほうがいいのかもかもしれません。

12ページ、(2)「参加の対象」①「地域の市民等は、よりよいまちづくりに関わる地域課題」、最初はちょっと、地域公益活動をちょっと重視して書いていましたので、そこら辺を①として、「地域の市民等は、よりよいまちづくりに関わる地域課題（福祉、防犯・防災、環境保全など）解決のあらゆる段階及び親睦」、ですからこういう問題解決にあたって、「親睦・交流・学習」、そういうものを含めて参加の対象と。非常に広く市民参加というものをとらえよう、というふうにここでは部会ではなっています。部会では、そういうふうに広くとらえるのと、要するにあまりハードルが高くないように、参加の環境づくりをしっかりと書き込もうねというのが、でてきた大きな意見でした。そういうことで、「親睦・交流・学習、その他私的活動も含めコミュニティにおけるあらゆる活動へ参加できる」。

それから②、コミュニティビジネスなどの経済活動をどう考えるかという問題はあるのですけれども、コミュニティビジネスと同じようなところで「経済コミュニティ」という言葉があるらしいのですけれども、②「コミュニティビジネスなどの経済活動も地域の公共活動創出の観点から対象とする」。

それで、一応非対象も書いておいたのですけれども、③「政治団体活動（含む選挙応援）及び宗教団体活動は、非対象とする」。これに絡むと、要するにいわゆる郷土の文化とか伝統、お祭りとかですね、そういうものをここでは「宗教団体活動」としています。

(3)「参加の方法」、これはですね、コミュニティに関して参加の方法を条文で規定するのはいかなるものかなと思って、いろいろ行政とか議会のところでも、「問題発見の段階」というのが、いろいろあるので、

それに則って考えられることを書いたのですけれども。それは「例えば」とありますように、もし入れるなら解説文の中に入れるといいのかなと。ア、イ、ウ、エ、ですね。「問題発見の段階、活動の計画段階、活動の計画決定段階」とちょっと入れましたけれども、その後、エが実行で、オが評価ですね。そんな感じで、決定段階にいろいろ含めています。

①「地域の市民等は、コミュニティにおける活動の各段階において、より良い適切な方法を選択、提案し、決定し、市民参加を図る」。あまり方法を細かく書いてもと思いましたが、①で「例えば」は解説でいいかなと。

②「地域の市民等は、参加の方法の運用に当たっては、工夫を施し参加し易くなるよう務める」、要するにできるだけ参加しやすくしましょうということ、書いています。これも「例えば」ということで、そこに書いてありますように、できるだけ日常生活に密着して、要するに普段で参加できるようなイメージで、そういう「日常生活と両立しうる日常生活の行動を活用した参加の方法、会議を夜とか休日に開催したり複数回開催する、隣近所の少人数による気のおけない会議から意見を吸い上げる仕組みの導入など」、そういうふうな規定を、これも解説文でもよいかと思います。ほかの市民参加条例を見ると、例えば「参加しやすくするために保育機能をもつ」とかね、そんなことを書いてあるものがありますけれども、そこまでは書いておりません。

(4)「推進のための環境づくり」、これはかなり前はたくさんあったのですけれども、ほかと共通になりそうなものを全部、Eさんがまとめた7.「市民参加・協働推進のための環境づくり」のほうにかなり持っていています。コミュニティ特有かなと思われるものについてだけ残したつもりです。ここら辺の、人材とか先ほどの人、モノ、金、情報に分けてやっていますが、これはある意味の対物ですので、もし載せるのであればこういう形かなという形です。

①「人材の発掘、成長支援（人材の育成）ア．行政は、コミュニティにおける市民参加を支援する推進員制度の創設及び推進員の養成に努める」、要するにサポーターみたいなもので。ちょっとこの人材の発掘と、そういうサポーター制度みたいなものをやるということです。

②「拠点づくり ア．地域の市民等は、育児など生活に密着した」、

要するに先ほど言っていますように、日常生活に密着した場をつくって  
いこうと。そこは、「母親、子ども、シニアなど誰でも気軽に交流でき  
る場を自主的に確保・整備・運営し、情報交換・交流の場として活用す  
ることに努める」。ある意味では、地域におけるコミュニティサロンの  
なものになってはいますが、気軽に参加できるこういうふうな場に  
しましょうと。

③「財政面の確立」、要するにここは、コミュニティが行政に対して  
自立するという観点で、やはりお金の面でもできるだけ自立するように  
努めましょうということです。

④「情報の公開・共有 ア．地域の市民等は、地域での草の根の要望  
等を吸い上げ共有する仕組みづくりに務める」。結局、市民参加はサイ  
レントマジョリティの参加をどうするかということが1つあるわけ  
ですね。ですからそういう人たちが気軽に意見を言って、それが上のほうに  
伝わると。まあそういう仕組みが必要だということです。

⑤として、これはちょっと議論になってはいますが、地域まちづ  
くり協議会について。ここは「できる規定」になります。先生からはよ  
く言われているのですが、  
「結論規定」ではなくて、こういうふ  
うなものができますよということで、1つの担保というのですかね、そ  
ういうことで。「地域の市民等は、横のつながりを活用した「諸事業」  
の創造と実践を行う場（地域まちづくり協議会）づくりを行うことがで  
きる。ア．地域の市民等が自主的につくる横のつながりの場」、ここら  
辺も全部⑤の説明になってはいますが、  
「地域の市民等が自主的に  
つくる横のつながりの場（原則小学校区単位に設置の地域まちづくり協  
議会を代表とする）」ということで。これくらいの横のつながりの場はあ  
るのかなということで書いています。「自主的に行政に介入されないで」、  
要するに自分たちが自立的に「地域における一定の合意形成を図る場と  
して置くことができる」、ここも「できる規定」ですね。

「イ．この場は、地域の市民等が出会い、協力する場であり、地域の  
諸問題を、発見し、十分協議し、協働して解決を図っていく場であり」、  
まあ一種の協働の場とも言えそうですね。「総合的な観点から、地域の  
現場で十分話しあって、より望ましい解決の方向を導き出し、その一定  
の合意形成」、前は総意という言葉も入れていたのですが、総意

になるとちょっとまずいのではないかという御質問があったので、一応「合意形成」に。「地域の市民等が主体的に判断して」、要するに自分たちが判断して、「行政に提案するのか、行政と協働であるいは自分達で解決する問題にするか等決めていく」。あくまでも主体は市民等ですよ。「行政はこの提案を尊重し、協議の上真摯に検討し対応に務める」。

「ウ．地域の市民等は、各々の存在を尊重し結びつきを強め連携して行く為に、民主的で透明性のある運営や情報共有などこの場の環境整備に努める」。ここら辺はちょっとあとで直してください。

⑥「行政の支援 ア．行政は、専門家等を派遣しての技術的な支援や職員がコミュニティに入っていく姿勢が望まれる」。要するに職員もコミュニティに入ってくださいと。

それからいずれにしても、皆に参加してもらうためには、参加したによって、それが役立って、そういうことができるとかそういう達成感をうみだすということが必要ですよということで、⑦「達成感を生み出す評価 ア．コミュニティにおける市民参加推進のためには、その活動の担い手が自主的に自立的にその活動の評価、改善を図ると共に、積極的に公表し、参加者の活動が役立ったことを周知し、達成感を生み出すことが大事である。又、自己評価だけでなく他の組織との相互評価や第三者機関の評価にも務める」。要するに自己評価と、いろんな場の組織との相互評価。それからこれは「第三者機関」と、具体的に名前が入っていないですけども、要するに外部評価を受けて、反省すべき点は反省するし、よかった点は大いにPRするという事。その結果として、コミュニティへの市民参加を推進するという形。

協働については、15ページに原則が書いてあります。これはこの前に説明があったので、大体もうこれと同じことが書いてありますので。

17ページ、これは前に議論がありました市民同士の協働と、コミュニティにおける協働の関係が、前に一度出ていたと思いますけれども。

(6)「コミュニティにおける協働 ①コミュニティにおける課題については、自ら発掘したもので単一団体で解決できないものは」、要するに各団体が何かそういう課題を見つけたのですけれども、解決できないものは、そのコミュニティの中の諸団体と、個人との連携・協働をすると

かですね。先ほどの横のつながりの場のほかにも、そういう団体間とか個人と連携・協働していくことがあるでしょうということです。

②「行政からの協働提案」、要するに行政主導の協働提案は、要するに拒否してもいいですよぐらいに、書き方です。「コミュニティが自立的に判断し、必要と認めるものは協働で解決する。議会との協働についても同様に対処する。③単独のコミュニティで解決できない課題は、他のコミュニティと、行政や議会との協働で解決に努める」。

④「共通的には、応答性を重視し、市民が主権者であることが第一義的に重要との認識のもと、協働提案者と被提案者間で協議機関の設置を義務付け」とありますが、要するに協議を進めましょうと。「双方の合意形成を図る」ということであります。まあ具体的な名前は書いてありませんけれども。

7. 「市民参加・協働推進のための環境づくり」で、19ページの上の①から④は、前から書いてありますが、これも大体、行政部会と同じですね。

19ページの下の方に、コミュニティ部会の①から書いてあるのは、これは以前に総則（7）に入っていたものをここに、「情報共有」のところに持ってきています。①「地域の市民等は、コミュニティで発生する情報及びコミュニティに関して行政や議会が所有する情報を積極的に広く複数の手段で公開し、地域の市民等で共有するよう務める。②十分な情報の共有が、よりよい市民参加の前提となることを、市民等、行政又は議会は認識し、そのための環境づくりに務める」。これは総則の中に入っていたから、全体的なことになります。

③「コミュニティへの参加のきっかけになる情報やコミュニティの問題解決（計画、実行、提案などの各段階）で」、まあごく当たり前のことが書いてあります。

④「行政や議会の持つ情報について、市民等は積極的に公開を働きかけ、行政や議会は積極的にそれに応える」。これは全体のことですから共通として入れられるところに入れる。

それから、その20ページ（4）、（5）、（6）が、前にコミュニティ参加のところに入っていたもので、全体に共通するところがあるのかなということを持ってきたものです。



(4)「人材の発掘、成長支援（人材の育成）ア．市民等や行政は、市民参加の意義や活動状況などの必要な情報や研修の機会の提供などを行い、市民等の意識を啓発し、人材の育成を図るよう務めるとともに、参加の機会を広く開放し、地道にあらゆる機会を捉えて、参加を呼びかけ、人材発掘に努める」。

(5)「拠点づくり ア．市民等や行政は、コミュニティにおける活動拠点づくりに務め、市民等の交流増進を目指す」。次のあれは、行政部会からつくったのですけれども、「市民活動センターの全市的な役割を強化する。イ．行政は、空きスペース、場の登録制度を創設し、その情報を公開し、活用、促進を図る」。

(6)「財政面の確立 ア．行政は、コミュニティの市民参加推進のため、自主性を損なわない範囲で適切な助成に務める」というところを、前のコミュニティの中に入っていたものを、こちらに持ってきました。

(委員長)

ありがとうございました。今のコミュニティ部会の報告説明、何か疑問、確認したいところはございますか。

(D委員)

いっぱいありますけれども、先生からのコメントを聞いてから質問いたします。

(委員長)

先生、お願いします。

(関谷先生)

11ページ以下の、この「コミュニティへの市民参加」ということで。このコミュニティ参加というのは、こういうコミュニティを通じて公共的な活動というものをつくり出していくという、そういう趣旨と基本原則が織り込まれているということがあって、まず。それがそのような形で書かれているというのは、いいと思います。特に最初の部分で、行政・議会問題だけではなくて、市民等が自立的に活動して、これが公共

的なものを生み出し得るといふ、これは1つの条文としていいのかなと。

コミュニティ活動が公共的なものをつくり出すというのは、どうしてもありがちなものは、皆で公共的なものをつくり出そうという、そういう目的を共有して、そういったものをつくり出していく、ということのみが理解されがちですけれども。これはCさんに申し上げたとおりですけれども、別に皆が公共的な目的を持ってやる必要は必ずしもなくて、もちろんそういう部分がある方は大変望ましいですけれども、もっと個人個人が自分の本当に趣味だとか楽しみだとか、ということをやっていく。まあ普通の私的活動ですよね、そういう私的活動が、場合によっては、あるいは結びつきいかにによっては、結果的に公共的なものをつくり出していくという、こういう部分も尊重されてしかるべきだというふうに。これがコミュニティというものにイメージするもう1つの側面なのでよね。

どうしても皆で公共的なものに関心を持たなければいけないというような、何か場合によっては息苦しくなってしまうような、そういう部分でとらえられがちですけれども。別にそういうものだけに限定されるものではない、もっと人に開かれたものであると。私的なものが結果的に大きなもの、公共的なものにもつながると。その辺が趣旨の中でうまく描けるといいのかなというのが、まずポイントの1つですけれども。そういう意味で、ここにも書かれてありますけれども、そういう機会が平等に保証されるとか多様な活動ということは、これでいいと思いますけれども。

もう1つ先ほどCさんが、前のほうに書いてある「参加の有無によって排除されない」というのは、これは私もやはりここに入れるべきだと思うのですね。さらにもっとここは私はふくらませていいのかなと。つまり、コミュニティ活動をやっていく中で、あるいはコミュニティそのものの中で、実は排除の論理というのは結構あるということなのでよね。これを我々市民が、まず市民のルールとしてどのように定めるのかという部分で、どうしてもこういう条例づくりだと、権力、権限を持っている立場の人をどう拘束するか、逆にそういう権力とか権限を持っている人によって侵害されない我々の自由の領域を守るというふうに描くのが、

普通の条例なわけですからけれども。

特にこのコミュニティということ考えたときに、実はコミュニティの内部でいろんな排除の論理が生まれ得る実態というのがある。これを我々がどう考えなくてはいけないのかという部分も考慮していいのかなと。例えば一番典型的なのは、ほかに住んでおられた方が流山市に引っ越しをしてきたと。それで、例えば自治会活動なり何なりということにかかわってといったときに、基本的によその扱いをされるという。これで非常に悩まれている住民の方というのは少なくないですね、実は。こういう排除の論理。あるいは地域が持っている独特なもの、何らかの拘束、これによって市民が地域のコミュニティで活動することが非常に妨げられている、あるいは制約されてしまうという。こういうようなことを、もうちょっと配慮する必要がある。

だから、そういう参加の有無というだけではなくてもうちょっと、まあ表現はいろいろ書き得るかなと思いますけれども、例えば「立場の違いによる排除というものは、なされてはならない」とか。そういうコミュニティでいろんな活動をしていくにあたって、ここだけはやはり最低限守らなければいけないのではないかというような、そういう部分を描いていくということは大事だろうと。そういう意味で活動の自由というものを保証するのだということが、こういう部分に描かれていくのかなと。

とにかく、コミュニティ活動の中で生じてしまう排除の論理というものをとにかく認めない。そういうことも踏まえて、活動の自由というものをとにかく幅広く保証していく。これもやはりこの中に1つの原則として盛り込まれていくのか。あるいは市民が自分たちで自分たちに課す1つの責任。責務というのは、これは権限、権力を持った人が義務として生じるのですけれども、市民に責務はないのですね。けれども責任はあるのです。それは市民が市民に対して持ち得る責任というのがあると思いますので、その責任ということを含めてこの部分に、まあ表現はいろいろあり得ると思いますけれども、盛り込んでいけたらというふうに。これは、協働の部分にもある意味ではかわりますけれども、そういうことをちょっとここに挙げておいてもいいのかなと思いました。

次の(2)「参加の対象」ですけれども、この書き方だとやや射程が狭

まるかなという印象を若干受けるのですね。つまり、対象という形でこの条例の中に描いてしまうことが本当にいいのかどうか、という論点が1つあると思います。対象はすべてに開かれているともし考えるとするならば、あえて対象ということを経列挙しなくてもいいのかな、というふうにとらえることもできますので、そこをまあちょっとどう判断するのか。逆に、これは私個人の考えですけれども、参加の対象というのはコミュニティにかかわるすべての者。そのコミュニティというものをそもそもどうとらえるのかというのが、実はかなり多様なわけですよ。だから、どういうものをコミュニティととらえるのかということをはっきりにする、これも書き出すと限定列挙になってしまうので、それしかコミュニティととらえられないのかというふうになりかねない。そこはちょっと表現上、考えてもいいかもしれませんが。

私は、コミュニティということで最大限尊重されるべきだと思っているのは、コミュニティそのものが持っている重層性なのです。重層性というのはいろんな側面があるのです。例えばこれは、いろんな生活をしていく上では、いろんな共同体に属している。この共同体は決して1つではなくて、それは学校共同体かもしれないし、職場共同体かもしれないし、サークルというグループかもしれない。とにかくいろんな広義の意味での共同体に複数我々はかかわりながら、あるいは属しながら生活をしているわけ。その中で、家族も1つの共同体ですね、そういういろんなところにかかわりながら、いろんな課題を持ったり、いろんな問題に直面したりする。あるいはいろんな人間関係を持ったりして生活していく。コミュニティというのはそういう意味で、多面的なものでしかないのだという、そういうイメージがあると思いますし。

さらにはコミュニティと言っても、自然環境とのかかわりであるとか、あるいは歴史とか慣習とのかかわりであるとか。ここに書いてある参加の対象というのは、私のイメージで言うと生活機能なのですね。ですから生活機能というのももちろん1つの側面、生活環境も側面、人間関係も側面。これをもっと広義な形でとらえると、私はある種の生命の営みの集積だと思うのです。コミュニティというのは。だからそれはもう多面的なものでしかありえないから。

ただ、そういういろんな要素をもっているのです、いろんなことを考え

ていくというのが、コミュニティにかかわることかなと。既にかかわっている部分もあるし、新しくかかわっていく部分もある。そういう多面的なものでは、コミュニティというのにはあり得ない。その辺を念頭に置きながら、コミュニティ参加ということを考えていくことが非常に大事。だからこそそういう多面的なものをそれぞれの要素として尊重していくということも大事でしょうし、いろんなものに関連づけて考えていくことが大切だというふうにとらえておくことも大事でしょうし。どうしてもそういうコミュニティの多面性、重層性というものを尊重するということが、条例としては1つ押さえておいてもいいことなのかなというふうには思います。ですから対象というところ、これは生活課題とか生活機能に注目して、その課題解決に参加するということが想定されていると思いますけれども、それは今申し上げたことと言うとほんの一部。もっとコミュニティというのには多面的で重層的だ、それを尊重してしかるべきだ。そういうことが大事かなと思います。

それから「参加の方法」の部分ですが、これもやはり限定列挙することがどこまで妥当かどうかということが1つあると思いますし。コミュニティにおける活動の各段階においてより良い適切な方法を選択するというのは、誰が選択するか、ですよ。これは地縁組織かもしれないしNPOかもしれないし、ボランティアグループかもしれないし、いろんな主体が想定される。だからいろんな主体が、それぞれ自分たちの活動の中で自由に手法というものを選んでいけばいい、というふうに考えるのであれば、こういう列挙の仕方が本当にいいかどうかということが1つ問われる。こういう方法を用いることができる、というぐらいにするほうがいいのか、それとも全然書かないほうがいいのか、この辺はちょっと判断に迷うところかもしれませんけれども。

方法については、誰が判断して用いていけるのかどうか、それは各団体の裁量にすべて委ねるというふうを考えるべきなのか。ここでこういった方法があって、こういった方法を市民であればどんな立場であれ用いていくことができるのですよという、まさに「できる規定」的に書いたほうがいいのか、そこはちょっと議論が必要だと思います。

それから13ページで、ここら辺の「環境（仕組み）づくり」はこれでいいと思いますけれども、やはりポイントが1つあるのは⑤ですね、

地域まちづくり協議会というものをどう入れるか。これは、もしかしたら結構意見が分かれているところかもしれないけれども、この後の「協働」の部分とどう関係してくるのかというところもありますので、ここはちょっと今後の議論、全体のトータルな議論としてちょっと詰めていったほうがいいかなと思います。

私は、この小学校区単位の地域まちづくり協議会を、地域住民が設立することができるという規定はあっていいのかなとは個人的には思っています。これは、協働との違いはどういうところで押さえておけばいいのかというと、小学校区単位というのは土地とか場所という、範囲、区域を想定したものなのですね。協働というのは、範囲とか区域というのを基本的には限定しない、本当に自由なやり方で、住民相互ないしは住民と行政が連携してやるやり方ですね。コミュニティということここでは重視しているわけですが、コミュニティということ考えたときに、1つそういう小学校区という、より小さな単位で、しかもここでうたおうとしているのは横のつながりですね。横のつながりというのは、もう、あるいは無限に開かれている。それをより小さな単位で作り出していく場としてこの地域まちづくり協議会を立ち上げることができる、というふうな書き方にしておけば、私はこれはこれでありかなというふうに思います。

ただ、書き方ですけども、これは今のところで「問題を、発見し、十分協議し、協働して解決を図っていく場であり」というところで「総合的な観点から」、この「総合」というのは私はやめたほうがいい。つまり「総合」と言ってしまうと、そこがすべてだというふうに、つまり地域まちづくり協議会が小学校に関することをすべてまかなうのだ、というふうになりかねない。私は、そういう場はやめたほうがいい。あくまでも横のつながりとしていろんなことをやり得る1つのツールというか機会、場としてこの地域まちづくり協議会というものが小学校区単位で作り得るのだ、というふうなことですね。でもそれは、決してそこに全部が集約されていくというイメージではない。だから、小学校区単位の中で、自治会内でやれることがあってもいい、NPOでやれることがあってもいい。でも狙いとしてそれぞれがそれぞれでやっていくと、どうしてもコミュニティの縦割り制というものになってしまう。そうい

ったときに、横につながるツールが選択肢の1つとしてあるということですね。

横につながるというのは、全部この地域まちづくり協議会ではなければいけないのかというと、そんなことは決してない。だけれども、地域まちづくり協議会というのは1つ条例上根拠を置いたものとしてあると、そういったものを活用することができる。もちろんこれを活用しなくて、NPOとNPOが連携してやるような横のつながりが、それで出されたら、それはそれで当然いいわけですね。だからあくまでも、横のつながりをつくる1つの場としてこういったものがある。だから私は「総合的」というのはやめたほうがいいというふうに思います。

それで、「各々の存在を尊重し結びつきを強め連携して行く為に、民主的で透明性のある」、それはそれでいいと。ということがちょっと気になっておりました。でもここは、規定としてはありかなというふうに思います。

あと「協働」との絡みですけれども、「協働」は両部会が描かれていることがかなり重なる部分がありますので、前回申し上げたことと共通する部分はちょっと省いて。ただ、両部会にかかわることですけれども、「協働」が「行政との協働」というふうに書いてあります。これは、市民提案型と行政提案型の両方があり得るとするのは、これはこれでいいと思いますけれども。もしかしたら前回申し上げたかもしれませぬけれども、市民提案型の協働事業というのは、ここで15、16ページで描かれているのは、市民が提案して一定の審査を受けて、その上で採用されるというような書き方をしていますが、この「採用される」というのは具体的にどういうことを想定しているのか、ですね。これは例えば一般的によく普及し始めている、市民が提案して、提案されたことに対して一定の補助金を出してという、これも1つの市民提案型の協働事業ですけれども、そういうことも1つある。多分それだけではないと思うのですね、想定されているのは。それは、市民が提案したことで、基本的には行政と市への事業ではあるのですけれども、ただそれは行政が担当であるので、市民提案を行政の側が受け入れて、それで行政として、制度設計をして実行を行う、既存の事業を組替えるとか、そういうことにも当然開かれていますので。この市民提案型の協働事業ということで、

どういうことを想定しているのかというのを、ちょっとある程度整理してみるといいのかなと。これは両部会それぞれ重なる部分もあるし、違う部分もあると思うので、ちょっとその辺は今後交通整理してみてもいいのかなというふうに。

特に私が大事だなと思っているのは、市民が提案して、まずは市民が自由にやってみる。そういう意味で補助的な事業があってもいいと思いますが、それでやってみて、本当に住民が責任を持ってやれるんだと思うようなものが見えてきたら、今度は例えばそこでいろんな可能性が開かれるわけで、これだったら住民に委託できる、というものが出てきたら委託事業に切り替えてもいい、というふうなやり方もあり得るでしょうし。あるいはパートナーシップ協定を結んでAさんがやる、というふうな可能性が出てくるかもしれないし。

だからこういう協働事業をやることによって、次なる段階へのステップアップということも、制度設計として開かれていていいのかなというふうには思います。それは、最初は例えば年間いくらか、30万円だったら30万円という支援事業で始まったかもしれないけれども、それが育ってきたら、市にもっと本格的に提供していく。あるいは市もそれを、例えば3年間やって「これは面白い、評価できる」、あるいは行政の側から見ても一緒にやれるなという思いも見えてきたら、委託でやるのか、パートナーシップ型でやるのか、もっと別の形でやるのか。段階を分ける必要はないかもしれませんが、そういうフィードバックして次に進むというのが、こういう開かれた制度設計があると後押しすることができますので、それもちょっと整理されてもいいのかなというふうに思いました。

それから17ページ(4)、(6)、これは、かなり共通しているところだと思いますので、別途に分けなくてもいいかなという気はします。ここはちょっとどう描くかにもよるだろうと思うのですが、いずれにしても、コミュニティにおける協働にせよ、市民同士の協働にせよ、市民が相互に協働することにかわりないので、あまり条例というのは複雑にしないほうがいいでしょうから、ここはちょっとまとめを図ったほうがいいのかなという印象は受けました。

それから、これは前回も出ていたところですが、いわゆる参加



にせよ協働にせよ、第三者機関ですね、これをどういうふうに設定するのか。このまとめで言いますと20ページ、ここに結構いろんな委員会がありますね。これは私はせいぜい1個あればいいのかなという気はしているのです。これもまあそれぞれいろんな機能があって、もちろん、例えば参加か協働がちゃんと行われているかということを確認する部分があれば、前回、行政・議会部会から提案された市民提案ですね、それをどう審査するかという審査部門というところ。それから、ある程度媒介役をするような、ですね、いろんな要素があると思うのですけれども。それをそれぞれで何々委員会と分けてしまうと非常に煩雑になるし、かえって混乱するところもあるでしょうから、私はこれは一本化したほうがいいのかというふうに思います。

それで、その位置づけですけれども、21ページの書き方ですと付属機関と。私はこれは付属機関ではなくて、独立機関にしたほうが良いと思います。独立機関にして、基本的には市民が主体となる委員会にすると。例えば審査ということに関して言えば、市民提案があったものに対して、市はこの委員会に対して審査を依頼する、というふうな関係のほうが私は健全かなと思いますので、そういう位置づけに。だから監視についても独立機関であるほうがより監視機能が働くと思いますので、そういう部分でもやはり独立機関のほうがふさわしいと思いますし。

それから媒介機能ですね。これも協働ということを経れば念頭に置いたときには、各方面をつないで、行政と団体、あるいは団体相互、そういう意味でも独立的に位置していて、各方面へのつなぎ役。それはある意味で、つなぐというのはいろいろありますよね、情報を共有していくことから始まって、いろんな媒介機能がある。その媒介機能を果たすという意味でも、この委員会のそれが必須になっていますけれども。まあ以上申し上げたようなことも含めて、私は例えば市民参加協働委員会だとか、あるいは協働にウェイトを置きたいというのだったら、市民協働推進委員会とか。まあ名称はいろいろあるのですが、そういうものを1つ設けて、今言ったような機能を果たしていく。そういう機関があると、もっといろんなことをやる時に媒介役を果たせるので、そういう位置づけをされたらどうかなというふうに思います。

(D 委員)

すみません、先生、ちょっとそこでいいですか。庁内専任部署というのとはまた別に分けても、それは構わないのですか。

(関谷先生)

構わないです。あくまでも庁内の専門部署というのは1つの、それは担当課。だからこのコミュニティ課でもいいと思いますし、何かの専門部署を、それは行政上のです。だからこそ、独立した委員会がある、そうすると両者が密接不可分の関係を持っていけば一番いいと思います。私からは以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。それでは質問、はい。

(D 委員)

すみません、ちょっと。大体、先生がおっしゃられたことと、これとはちょっと一致していない部分がいっぱいあるので、今質問してもちょっとそれがどうなのかなというのものもあるのですが。

まず、コミュニティというのがやはり私にはすごくわからなくて。この最初の、反対にもうまちづくり協議会みたいなものを構成するよと。まちづくり協議会はこういう性質のものだから誰でも参加できるよとか、そういうふうな実態のあるものをきちんと最初にポンと出したら、それで特化してそこにコミュニティみたいな形の機能を持たせるということだったらわかるのですが。コミュニティというとなんとすると、自由な市民活動という意味なのですか。その辺がすごくわからない。そこに地域住民は参加することができる、何々することができるということはね、そんなことは言われなくても当たり前ではないのと。やはり条文を読むとその辺が前半ダーッとすごく感じるのですね。コミュニティというのは一体、まちづくり協議会以外のコミュニティというのは、一体何なのですか、それは自由な市民活動という意味なのですか。何か全然とらえられないのですよね、これを読む限りは。

(C 委員)

あくまでもね、コミュニティはまちづくり協議会だけを指しているつもりはありませんけれども、ここで。定義は、先生の定義は使わせてもらっているので、「主体と場がおりなす空間」かな、それをちょっと使わせていただいているので、そこがちょっとわかりにくいといえればわかりにくいところかなと。だから、コミュニティの担い手としては個人もあるし団体もあるし自治会もあるし、何でもありという前提ですね、そこは。

(関谷先生)

自治基本条例のコミュニティの定義がありましたね。あれは、基本的に主体ですよ。私はそれは非常にコミュニティ理解としては狭すぎる、と個人的には思っているのですけれども。だからそこをもっとふくらませるといふ、イメージはあると思うのですね。

(C 委員)

あれは主体かなと思っている。あそこで言っているのは地域コミュニティというかですね、こちらはコミュニティ。

(D 委員)

そこはすごく私は、私の理解力の不足なのかもしれません、それがわからないということで。そこに地域市民等というのがものすごく出てきて、その地域市民等といったときに、途中で何か主体が、まちづくり協議会の地域市民等の中に……

(C 委員)

違います、まちづくり協議会はあくまでもそういう参加しやすい活動の場をつくるものとしての仕掛けとしてありますよ、というだけですよ。

(D 委員)

そうするともう一度戻りますが、コミュニティというものは定義づけ

はというふうに。

(C 委員)

コミュニティの定義づけは、一番最初、今日ちょっと説明したかったのだけれども、2 ページ④、ここもちょっと問題があるという意見は出ています。先生の定義は「主体と場がおりなす多様な空間をいう」ということで、それを先生の定義をそのまま使わせてもらっていますけれども。そこをちょっと主体を、ここではちょっともう地域の市民に特化したところがあって、そうなるとそのコミュニティに、行政が全然参加しないのかという意見も出てくるから、とりあえずここで「地域の市民等」として、市民等の中には、自治基本条例でいう地域コミュニティというのは自治会とかNPOとかになっていたでしょう、だからその「地域の市民等」の中にそれを入れたという、ここでは定義の仕方です。それが違うと言われると……

(D 委員)

違うのではなくて、すごくとらえられないのですね、これをずっと読んでいたときに。

(C 委員)

最初に先生が言ったように、コミュニティというのはなかなかとらえどころがないというのは事実ですね。

(D 委員)

結局そうすると個々人の、地域に住んでいる市民等が実践して積極的に参加するよう努める、なんて書かれているわけですね。私は一応コミュニティにも参加しているし、実践しているつもりの方の立場の人間にしても、それをなぜここでという……

(C 委員)

そんなふうな表現がまずければ、そこは直してもいいのだけれども。

(D 委員)

それよりも先ほど先生がおっしゃった排除の論理をきちんと打ち出していけば、そこに自由が生まれるという書き方であれば、私はわかるのですけれども。この書き方は「あなたは、地域市民はこれやりなさい、あれやりなさい」、どうもその辺がどうしても道德的というか努力目標の、義務とは言いませんが、そういう部分のニュアンスがずうっと強いかなというのが全体を通して私は感じました。

(C 委員)

「努める」と書いたからね、この……

(D 委員)

いや、「努める」ではなくて内容そのものを、排除の論理を無くしていくということに焦点を当てれば、ちょっと違った書き方ができるのかなと。私はそちらのほうだとすごくわかると思うのですね。確かに自治会に入れないというような、そういう部分がある。その自由を保障するために何を書けばいいのかという、そこがちょっと違う方向の書き方をしている。自由の部分を書き込むよりも、自由を保障するための障壁を書いたほうがいいのかというふうに、私はすごく感じたのですよ。

(C 委員)

こちらができるだけ参加したいという期待を書いている、というところがあるのだけれどね。

(D 委員)

それは、してる人間にも、しない人間にとってもあまりにもそれは、ちょっとやはり押し付けの部分がある……

(C 委員)

だからそれで、「差別されない」という書き方は入れたのだけれどもね。

(D 委員)

それは当然入れるべきだけれども、それでも私はやはりちょっとここで、ここで条例化する意味というのは、あまりにもそれではわかりません。それはもう市民憲章として、「市民は文化的で健康で市民活動をやること」とか、そんなようなレベルでいいのではないのと。条例までする必要はないのではないの、というふうに私は思います。

(E 委員)

今のその点についてお話ししたいのだけれども。私もほぼ、大体今のところDさんと同じ感想を持ったのです、これを読んでね。今ぜひ私が聞きたいのは、なぜ今ここで市民参加条例に「コミュニティ参加をしなくてはいけない」ということを書かなくてはいけないのか、ということが1つと。

それからもう1つは、なぜこういうことを条例化しなくてはいけないのかと。何か別の方法であるのではないのかと。こういう条例化する目的は何なのか、ということをお聞きしたいのです。なぜ条例化するのですかと。今、地域で排他的なことが多く起こったり、地域活動が停滞したり、いろんな問題が起こって、「これではどうしようもないよ」と。「だからこのところでもう一度きちんと整理をして、皆に意識づけを持ってもらって、意識を持ってもらって、コミュニティ活動を活発にして、地域のことは自分たちで解決をしながら、行政と協力しながらやっていくのだ」と。「今それがめっちゃめっちゃではないの」と。「だからここで改めて書くのだよ」というのなら、よくわかるのですけれども。そうではないわけですね、今は。流山市を見ても。僕はそうではないと思った、大ざっぱに見ても。

(C 委員)

まず、まちづくりというのがあるわけですよ。それは先ほどちょっとどこかに書いたように、行政とか議会だけがやるものではないですよ、コミュニティもやりますよということを言いたいわけですよ。その市民参加がありますよということを、この市民参加条例にうたいましょうというのが、そもそもの出発点。だからそれを、要するに市として宣言す

るというか、皆で共有することを……

(E 委員)

それはあえて僕は言わなくても、現実に行っていることはいっぱいあると思うのですよね。

(D 委員)

宣言するのなら、本当は市民憲章レベルでいいと思うのですよ。けれども条例化するということだと、やはりそれはある程度権利を規制したり何かしたりする部分のほうに重きを置くべきで。やはり書く側面が違うのではないかなというのが、私はすごく。

(C 委員)

条例でもそういうことをね、お互いに市民同士が合意しあうということも書くことも、必要だと思いますよ。

(D 委員)

でもそれは実践していく中で……

(C 委員)

それをちゃんと条例、議会も認めてやっていくことによって、条例で書いておくことは私は必要だと思いますけれどもね。

(E 委員)

一番根幹でね、なぜそういうことを今ここで条例に書かなくてはいけないのかというのが、それが質問。

(C 委員)

そうするとそもそも市民参加の中に、行政参加とかいろいろカテゴリー化したではないですか、コミュニティ参加もありますよということをお願いしたいわけですよ。

(E 委員)

僕はあのときの理解でね、理解不足だったらごめんなさいなんですけど、コミュニティ活動を活発にさせるというのが目的だったと思うのですよ。そのためにコミュニティに市民に参加していくと。そういうのならわかるのです。何かこれは地域に参加することが目的になってしまっているような印象をすごく受けるのです。そうではなくて、こういうことを通じて本当の最終目的は、住みよいまちづくりを我々がつくるということが目的でしょう。だからそのためにコミュニティ活動を活発にするということだと思うのです。違うかな。僕はそう思う。

(G 委員)

コミュニティに参加すること自体が、市の行政にも参加してくることもなるわけでしょう、まちづくりというか、市の……

(D 委員)

ちょっと違います。そういうふうにはとらえないでほしいと思います。

(G 委員)

そうしたら、一般の市民の人の市民参加というのを、これを見ると「いろんなことがやれる」と行政的なことは書いてありますよね。それが市民参加という形になるのかなと。ちょっと私たちが市民参加のとらえる位置が、ちょっと私が違っているのかなというふうに今思っていたのですよ。

(E 委員)

市民参加することが目的ではなくて、一手段なのですよ。でもこれを見るとね、市民参加することが目的のような。

(D 委員)

方法を書かなくても、例えば任意のいろんな、流山市は割と市民活動が盛んなところですよ、自治会もかなり活発化されているところもあ



って。そういうところに皆、市民が参加できますよということは書いてあるかもしれないけれども。それをあえて条例化して、こういう方法もありますよ、ああいう方法もありますよ、情報を共有化して出しましょうというふうな、そういうことをする必要があるのかという意味ですよ、条例で。

(C 委員)

先ほど方法については解説文ですよというふうに断りましたけれどもね。だから、ここであまりそういうこまかい所まで条例に入れるつもりではないのです。

(D 委員)

そうするとね、任意団体がいっぱいあるところで、任意団体のところまで踏み込んで、結果公共をつくりだすということはすごくわかるのですが、まるでそれでは皆が公共のためにえっさかほっさかやっていきなさいよ、そのためにコミュニティに参加しなさいよというような、そういうニュアンスがすごく強いのですよね。

(C 委員)

そういうとらえ方だと、ちょっと言っている意味とは違うのだけれども。結果的につながるものもありますよという表現だから、やらなくてもいいし、やってもいいという。

(D 委員)

やらなくてもいいというより、やりましょうですよ、これはもう完璧に。行政の市民参加とやはりニュアンスが、私はニュアンスというと、やはり権利を監視するみたいな参加の部分と、皆で任意でつくりだしていこうよ、横のつながりを持とうという、その基本的な考え方を否定しているのではないのですよ。ただそれをここまで条例化して、こういう表現で条例化する意味というのはやはり、私は表現の問題かな、とらえ方の側面の問題かなと私は思ったのですけれどもね。

(E 委員)

もう1つ、僕がずっと全体を流して読んでくるとね、ちょっとこのところに来て一段とニュアンスが違ってしまうという感じがするのですよ。ほかのものはかなり「何かをやろう、具体的にこういうことをやろう」という、具体的な仕組みだとか制度だとか、いろんなことを提案しているニュアンスの書き方なのですよ。ところがここに来ると、一気に精神論になるのですよ、私のイメージでは。そう努めるべきである、そう努めなくてははいけない。そういうようなニュアンスをすごく受けるので、ちょっと何か整合性がどうなのかなと。

(I 委員)

僕もそう思ったのですけれども、ほかの部分だと「ある程度こうやりなさい、こういうものをつくる」だとかと制度設計されているけれども。でも逆に言うと、コミュニティは参加してもしなくてもいいというようなものがあると、制度設計自体を載せるのもおかしいと思いますし。ただやはりコミュニティに参加するということを、どちらでもいいとは言っているけれども、参加することでまちづくりになっていくということから見ると、まあある程度入れないといけないかなと思います。表現の仕方までちょっと何とも言えないのですけれども。

(E 委員)

それはそれでいいのだけれども、その中に突然としてまちづくり協議会のような具体的なものが出てくるから。

(C 委員)

だからあそこもね、上に入れるのか、解説文に入れるかという問題はあるのだけれど。

(D 委員)

でも私は制度設計から言ったら、反対にコミュニティの中に地域まちづくり協議会を明確にポンと位置づけて、それを制度設計として見せていってもらったほうが、私としてはすごくすっきりするのです。あとの

コミュニティの部分は、本当に私的な活動とかいろんな活動を排除しないで皆で横につながって、結果まちづくりにつながるよねというふうな書き方ぐらいで。

むしろまちづくり協議会をつくっているのだったら、そこを明確に制度設計して、それで支援して。それから財政支援だって、どこにどう支援するのもよくわからないような財政支援で書いているのではないですか。地域まちづくり協議会だけは、まあ「新しくつくることができる」なのですよね、強制ではないのだけれども、そのことは明確に制度設計して、そこに入りたい団体とか市民はどんどん入っていけるよというふうにやってもらったほうが、私はすごく、この今までの整合性と全体のコミュニティのとらえ方からしたときに、すごくすっきりするのではないかなと。

#### (I 委員)

僕もこれを読んでいて思ったのが、ここにまちづくり協議会というのが突然ポンと1つの組織が出てきてしまっているの、何か若干違和感を感じたのですけれども。ただ、この条例の中にある程度の具体性を入れていくというふうになっていくと、こういったことも入れていく必要はあるのかなというのがあるのですよね。

#### (D 委員)

それは、項目として地域まちづくり協議会をポンと出して、それはどういう機能を果たしてどういうものだということをもっと明確に位置づけて、性格を明確にしてきちっと制度設計をしたほうが。私はこんな中途半端な出し方をして、その1つだと言ってこんなふうなら、これは非常に中途半端な出し方だなと思ったのですよね。

#### (I 委員)

これは多分、でも、入れたほうがいいのか入れないほうがいいのかと、すごい意見が分かれると思うので、こういう位置づけだと思うのですけれども。何とも言えないなと思うのですよね。参加自由とは言っておきながら、特定の組織に対してそこまで書いていいのかどうか。ただ、逆に

今度流山としては、ほかにはないところでこういったまちづくり協議会みたいなコミュニティをしっかりと支援していくという意味で書いていくのかとかと、だから方針が……

(E 委員)

今まちづくり協議会が、雨後のたけのこのようにあちこちでいっぱい始まっているから。

(D 委員)

市のほうを追随するわけではないけれども、現実にはそういうものをつくりつつあって、それを自治会にかわるような、まあ自治会と言ったら語弊があるかもしれないけれども、そういう機能にしていこうという動きはあるからここに出てきて、現実にはそういうことをやっているわけですよ。そうするとそれはもうむしろあいまいにしないで、ただしそれはあくまでも、ただしそれは横のつながりを持たせて一定の力を持たそうとしているのだったら、反対にそういうものをあいまいにしないで、きちんと書いておいたほうがすっきりするし。それはただし、それが絶対ではないよという書き方はしなければいけないけれども。むしろ私は、私的な、いわゆる自由な市民活動とはまた別の位置づけをしたほうがいいのかなど。

(E 委員)

宗像なんていうのは、これはもう完璧にそれだけみたいだよ。

(C 委員)

そういうふうに解釈する条例は多いですけどもね。ただ言いたいの、先ほど言ったように、まちづくりというのは行政だけではなくてコミュニティもやるので、そこに市民参加をするという市民参加がありますよということを……

(D 委員)

でも、それが読み取れません、あまり。

(C 委員)

「参加の趣旨」のところに、もうちょっと工夫して書けばいいのだけれども。

(関谷先生)

今おっしゃられていたポイントで、1つ確認しておくべきは、先ほどEさんがおっしゃった、なぜコミュニティをここで書かなければいけないのかということですから。そこは非常に大事なポイントですね。ここの今の提案されていた中でやはり1つ欠けているのは、盛り込むべきだと思うのは、コミュニティ活動の自立性ですよね。つまり、政治行政はむやみにコミュニティ活動に介入すべきではない。そういう意味でのコミュニティの自立性、コミュニティ活動の尊重ということを明確にするということ。

それからもう1つは、先ほど申し上げたように相互の排除の論理ということとはもう廃止ということで、活動の自由というものを保証する。だから究極的には個々の活動の自由を保障する、そしてそれを通じてコミュニティが活性化していく。これが目的なのですよね。それを描くということで、コミュニティの自立性。だからコミュニティの自立ということに参加というふうに冒頭からうたってしまうと、何かそういう道徳的なニュアンスということが出てきてしまうでしょうけれども。やはり条例上置くべきポイントというのは、コミュニティ活動が権力に侵害されない、コミュニティの自立性ということが各方面に尊重されるということで。その尊重されるということを具体化したのが多分この、まあまちづくり協議会なり何なりという話の多分つながりが出てくるのでしょけれども。

多分これは、かなり遠慮がちに地域まちづくり協議会というところで書かれていると思うのですけれども。それを例えば今言ったコミュニティの自立性ということをも、もし前面に出すとすれば、越智さんのおっしゃったようにそれを文章で冒頭で持ってくるなり何なりというふうにして、1つの制度設計だというふうにクリアにしてしまう。それはもう横のつながりをつくっていくものだというふうに。そして、そのまち

づくり協議会の一定の自立性、それはまさにコミュニティの自立性を尊重していくという考え方から来るのですけれども、そういうものを前面に出すというのは1つで。それはまさに宗像市などもそういうやりかたをしていますし、最近だと三重の伊賀市のまちづくりのやり方というものも、そういったものを1つの目玉にしていく。

これは、私はちょっと中途半端だなと思っていますけれども、上越にせよ伊賀市にせよ、そういう小学校区単位、小さな単位でまちづくり協議会をつくるというのは、特に伊賀市などは両方の意味合いを持たせました。つまりどういうことかということ、1つはここで想定されている事業を幅広くいろんな主体が連携してやっていきますよという。もう1つは、小学校区単位のまちづくり協議会に一定の権限を持たせていくという。これが伊賀市の例では混在しているのですね。伊賀市の場合にまちづくり協議会、あそこは住民自治協議会と言っていますけれども、住民自治協議会に認められている権限というのは、1つは諮問権。これは市が何か当該地域に関係するような施策をやるときには、住民自治協議会に必ず諮問しなければいけない、そういう諮問権。それから、同意権。つまり市がやることに対して一定の同意を、市は住民自治協議会に対して求めるという。同意するのかもしれないのかということですね。諮問権、同意権、あとは提案権ですね。この地域についてはこういうことを自分たちで考えたいということ、市に提案する。

先ほど、行政・議会部会で考える市民提案というのは、それもある程度考えているのですけれども。あれは別に区域ということに限らず、いろんな人たちが提案できるということですね。このコミュニティということでもしそこを描くとするならば、それはその小学校区単位、非常に区域というのが想定された中で、その区域の人たちが区域ということを意識した上で提案する、こういう話なのです。それがまあ1つ最近うまく、伊賀市などに典型的な形で見られるのが1つの例ですね。そういう、もしいろんな権限というものをまちづくり協議会に持たせるとするならば、そのまさに自治ということを尊重するために、コミュニティというものを描く、こういう形になる。その自由度というのをちゃんとまち全体として保証しますよと。こういうふうになれば、条例に盛り込む趣旨になると。クリアになる。

(D 委員)

ちょっとすっきりしますね。

(E 委員)

それで先生、ちょっといいですか。それは今あちことで、いろんなところでまちづくり協議会というものをやっていて、それがほとんど小学校区単位なのですよね。金太郎アメみたいな感じですね。どこかが、国が提唱しているのかよくわかりませんが、形を見ると金太郎アメですよ。その背景にはやはり地方分権、それが段々いくと地域分権になって、それが住民自治になってくる、伊賀市ではないですけども住民自治協議会になったときに、そういうような背景はあるのですか。

(関谷先生)

あると思います。流れとしてあって、伊賀市はそれは一緒にさせていますけれども、本当は理想的なことを言えば、事業協働でやるまちづくり協議会的な部分と、本当に自治体内分権の流れを前提にした地域における自己決定という、これは私は組織を分けたほうが本当はいいと思うのですよ。それはなぜならば、まちづくり協議会というのは個人であったりNPOであったり自治会であったりという、そういった人たちが集まって一定の合意形成をして事業をやる。でもこれは本当に民主的かといったら、民主的ではない側面もあるのですよね。

本当の自己決定を地域でやろうと思ったら、公職選挙法を適用するぐらいのものでやらなければいけないわけですよ。そういうものがなかなか制度設計上、地域の自己決定組織というのをつくるのは難しいから、だからちょっと今混在して、というのが最近の1つの例なのです。ただ流れとしては、まさにおっしゃられたような自治体内分権でのより小さな単位で、一定の合意形成をしながらいろんな取り組みをしていきまじょうと。そこをだから、私から見るとちょっとごまかしながらやっているのが、今の先進例と言われているところです。

私は究極的には、そこは自己決定組織と事業実施組織というのを分ける。そうしないとやはりちょっと民主制という観点からするとちょっと

ずれが出てくるので、そこをどう考えるかというのが大きな課題になってくると思います。

(C 委員)

新潟市などは、任意組織のまちづくり協議会的なもの、法律の裏づけのあるそういう自治協議会に分けているのですよね。先生のおっしゃっているのはそれだと私は思っているのですけれども、流山市の場合もまちづくり協議会について、本当はそこまで自治体内分権まで考えていたのですよ。今、このまちづくり協議会は任意組織なのですよね。だから先生の言うように、私は前はそういうふうに地域代表制とかに、この地域まちづくり協議会に寄与して、それで今の一定の合意とかそういうのをやるというまでは考えていたのですけれども。ちょっとその法律の問題とかを考えると難しいかなと。

(委員長)

いろんな意見があれして、今は流山市にとってどういう形がいいかというのを、片一方では模索してやっている。だから先進事例に学ぶというようなことだけではなくて、やはり流山市らしさと。

(関谷先生)

1つだけ補足しておきますと、地域における自己決定というのは、これは本当に究極的に突き詰めていったら、議会の分割ないし縮小だと思うのですよ。もっといけば議会はなくていいという話になるぐらいの、自治体内分権。そこまでいくと非常に極端ですけれども。

(C 委員)

議会の定員は10名ぐらいでいいとかね。

(関谷先生)

そう、それぐらいにして、メインの部分はそれぞれの地域での自己決定というふうに。



(C 委員)

そこまではまだいかないから、だからちょっとあいまいな表現に。

(D 委員)

あいまいでもね、もうちょっと制度設計をしたほうが。これではちょっと、すごく唐突過ぎるのです。反対にあいまいだから余計に唐突過ぎる。

(委員長)

9時5分を過ぎまして、2時間を過ぎているのですが。次が18日になります。事務局のほうから、この18日について何か報告なりお願いというのは特にありますか。18日の10時からですね。

(兼子コミュニティ課長)

特にありません。305です。

(委員長)

では、前回及び今回の先生のお話を受けて、各部会でできればやっていただいて、次回はその報告。それから先ほど私がお約束しましたけれども、市民の意見交換、その叩き台をつくってお持ちすると。それを中心に18日は会議を行うということによろしいでしょうか。

(え委員)

これはだけどね、コミュニティへの参加というのは、扱いが難しいけれども、えらく画期的なことができそうなフィールドでもありそうな感じだね。

(J 委員)

でも実際に、もう1つのまちづくり協議会でもって参加条例の内容をかなり期待されているではないですか。

(D 委員)

そうですよ。やはり市民参加を図るということで、市民参加もこちらと連携したいと言っていましたよ。ファシリテーターが野口和雄さんという都市計画プランナーでしょう、紳士的な方で。

(委員長)

ではそういうことで、9月18日10時からということで、今日はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

(閉 会)